

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費の助成の決定		
処 分 権 者		市長		
根拠区分/根拠規定		つくば市在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成規則 [法令番号H18規則第18号]		
所管部局課係名		福祉部 高齢福祉課 在宅福祉係		
審 査 基 準	関係条項	つくば市在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成規則第2条		
	基準	<p>つくば市が行う介護保険の第一号被保険者で、法第19条第1項の要介護認定を受けており、かつ、当該年度(4月1日から5月31日までの間に助成の申請をしたときは、当該申請をした日の属する年度の前年度)において介護保険法施行令第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するものうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号の要介護1、同項第2号の要介護2又は同項第3号の要介護3と認定された者のうち、排尿又は排便において介助を必要とすることが認められるもの</p> <p>(2) 省令第1条第1項第4号の要介護4又は同項第5号の要介護5と認定された者のうち、日常生活上おむつを使用しているもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに関しては、助成の対象としない。</p> <p>(1) 医療機関に入院している者</p> <p>(2) ①に掲げる施設又は住宅に入居している者</p> <p>ア 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居</p> <p>イ 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>ウ 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設</p> <p>エ 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、介護を業とする者が常駐している場所(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する経費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及びこれに類する居住施設並びに高齢者の居住の安全確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅を除く。)において継続的に生活している者</p> <p>(4) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている者</p> <p>(5) 助成を受けようとする年度において、つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成22年つくば市告示第169号)の規定による紙おむつの給付を受けた者</p> <p>(6) 助成を受けようとする年度において、つくば市知的障害者紙おむつ購入費助成要綱(令和6年つくば市告示第214号)の規定による助成券(以下「知的障害者紙おむつ助成券」という。)の交付を受けた者</p>		
	参考事項			
	設定年月日	平成26年4月1日[最終変更日:令和6年4月1日]		
標準処理期間	総日数 30日			
内訳	経由機関での処理期間	協議機関での処理期間	処分機関での処理期間	
	7日	日	23日	
設定年月日	平成26年4月1日			
備考				